

大阪広域水道企業団職員の定年の引上げ等に伴う関係規程の整備に関する規程を公布する。

令和5年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第2号

大阪広域水道企業団職員の定年の引上げ等に伴う関係規程の整備に関する規程

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第9条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額及び特殊勤務手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を就業規則第7条に定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、4月1日から翌年の3月31日までの間(以下「年度」という。)における休日(土曜日に当たる日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額(育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあっては育児短時間勤務の承認を受けていない職員の勤務1時間当たりの給与額を考慮して次項に定める額、<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項</u>の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)にあっては常勤の職員)の勤務1時間当たりの給与額を考慮して次項に定める額、育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第9条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額及び特殊勤務手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を就業規則第7条に定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、4月1日から翌年の3月31日までの間(以下「年度」という。)における休日(土曜日に当たる日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額(育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあっては育児短時間勤務の承認を受けていない職員の勤務1時間当たりの給与額を考慮して次項に定める額、<u>地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項</u>の規定により採用された職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)にあっては<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)のうち常勤の者</u>の勤務1時間当た</p>

号。以下「任期付職員条例」という。)第4条各項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)にあっては任期付職員条例第3条各項の規定により採用された職員の勤務1時間当たりの給与額を考慮して次項に定める額)とする。

2 (略)

(給与の減額方法)

第11条 (略)

2 (略)

3 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の前項第1号本文に掲げる額は、同号本文の規定にかかわらず、当該職員の勤務時間が、就業規則第7条第1項の規定により定められたものとした場合における同号本文の規定により得られる額とする。

(短時間勤務職員の給料月額)

第25条 育児短時間勤務職員等の給料月額は、第16条、第19条から第23条まで、第27条から第29条まで、第32条、第37条及び第38条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、就業規則第7条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第16条の規定により当該定年前再

りの給与額を考慮して次項に定める額、育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号。以下「任期付職員条例」という。)第4条各項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)にあっては任期付職員条例第3条各項の規定により採用された職員の勤務1時間当たりの給与額を考慮して次項に定める額)とする。

2 (略)

(給与の減額方法)

第11条 (略)

2 (略)

3 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の前項第1号本文に掲げる額は、同号本文の規定にかかわらず、当該職員の勤務時間が、就業規則第7条第1項の規定により定められたものとした場合における同号本文の規定により得られる額とする。

(再任用職員及び育児短時間勤務職員等の給料月額)

第25条 再任用職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 育児短時間勤務職員等の給料月額は、第16条、第19条から第24条まで、前項、第27条から第29条まで、第32条、第37条及び第38条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、就業規則第7条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 再任用短時間勤務職員の給料月額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、就業規則第7条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で

任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、就業規則第7条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 任期付短時間勤務職員の給料月額は、第16条、第19条から第23条まで、第27条から第29条まで、第32条、第37条及び第38条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、就業規則第7条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 前3項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(通勤手当)

第44条 (略)

(1) (略)

(2) 条例第9条第2号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び就業規則第28条第1項の規定による承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しない職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額。ただし、別に定めるところにより通勤が困難であると認められる身体に障がいをもつ職員にあっては、別に定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額

ア～ス (略)

(3) (略)

2～5 (略)

除して得た数を乗じて得た額とする。

4 任期付短時間勤務職員の給料月額は、第16条、第19条から第24条まで、第1項、第27条から第29条まで、第32条、第37条及び第38条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、就業規則第7条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 第2項から前項までの規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(通勤手当)

第44条 (略)

(1) (略)

(2) 条例第9条第2号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び就業規則第28条第1項の規定による承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しない職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額。ただし、別に定めるところにより通勤が困難であると認められる身体に障がいをもつ職員にあっては、別に定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額

ア～ス (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(時間外勤務手当)

第47条 (略)

2 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3～6 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第51条 (略)

(1) (略)

ア 大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第17号。以下「管理職手当規程」という。)別表第1に掲げる職を占める職員のうち、イに掲げる職員以外のもの 次に掲げる管理職手当規程別表第1に掲げる職について定められた区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア)～(ク) (略)

イ 管理職手当規程別表第1に掲げる職を占める職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員であるもの アに定める区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 1種 10,000円

(イ) 2種 9,000円

(ウ) 3種 8,000円

(エ) 4種 7,500円

(オ) 5種 6,000円

(カ) 6種 5,000円

(キ) 7種 4,000円

(時間外勤務手当)

第47条 (略)

2 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3～6 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第51条 (略)

(1) (略)

ア 大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第17号。以下「管理職手当規程」という。)別表第1に掲げる職を占める職員 次に掲げる管理職手当規程別表第1に掲げる職について定められた区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア)～(ク) (略)

(ク) 8種 3,000円

ウ (略)

(2) 条例第16条第2項に規定する場合
次に掲げる職員の区分に応じ、同項の
規定による勤務1回につき、それぞれ
次に定める額

ア 前号アに掲げる職員 同号アに定
める区分に応じ、それぞれ次に定め
る額

(ア) 1種 5,500円

(イ) 2種 5,000円

(ウ) 3種 4,600円

(エ) 4種 4,300円

(オ) 5種 3,500円

(カ) 6種 3,000円

(キ) 7種 2,800円

(ク) 8種 2,000円

イ 前号イに掲げる職員 同号イに定
める区分に応じ、それぞれ次に定め
る額

(ア) 1種 5,000円

(イ) 2種 4,500円

(ウ) 3種 4,100円

(エ) 4種 3,800円

(オ) 5種 3,000円

(カ) 6種 2,500円

(キ) 7種 2,300円

(ク) 8種 1,500円

2 (略)

(期末手当)

第52条 (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員に対する
前項の規定の適用については、同項中
「100分の120」とあるのは「100分の
67.5」と、「100分の100」とあるのは

イ (略)

(2) 条例第16条第2項に規定する場合
同項の規定による勤務1回につき、次
に掲げる管理職手当規程別表第1に掲
げる職について定められた区分に応
じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 5,500円

イ 2種 5,000円

ウ 3種 4,600円

エ 4種 4,300円

オ 5種 3,500円

カ 6種 3,000円

キ 7種 2,800円

ク 8種 2,000円

2 (略)

(期末手当)

第52条 (略)

2 再任用職員に対する前項の規定の適用
については、同項中「100分の120」とあ
るのは「100分の67.5」と、「100分の
100」とあるのは「100分の57.5」とす

「100分の57.5」とする。

3～6 (略)

(勤勉手当)

第55条 (略)

(1) 条例第18条の職員のうち次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100(特定管理職員にあっては、100分の120)を乗じて得た額の総額

(2) 条例第18条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5(特定管理職員にあっては、100分の57.5)を乗じて得た額の総額

2～6 (略)

附 則

1～8 (略)

9 元市町村職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)で、その者の受ける給料月額が、統合の日の前日に市町村で受けていた給料月額(給料の切替えに伴う経過措置を受けていた場合は当該経過措置の額を含むこととし、市町村の給料等の減額に関する規定により給料月額が減額されていた場合は当該減額前の額とする。)に達しないこととなるものには、附則第15項の規定の適用を受ける職員となるまでの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

10 元市町村職員(定年前再任用短時間勤務職員に限る。)のうち統合の日の前日に市町村の定年前再任用短時間勤務職員であったもので、その者の受ける給料月額が、統合の日の前日に市町村で受けて

る。

3～6 (略)

(勤勉手当)

第55条 (略)

(1) 条例第18条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100(特定管理職員にあっては、100分の120)を乗じて得た額の総額

(2) 条例第18条の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5(特定管理職員にあっては、100分の57.5)を乗じて得た額の総額

2～6 (略)

附 則

1～8 (略)

9 元市町村職員(再任用職員を除く。)で、その者の受ける給料月額が、統合の日の前日に市町村で受けていた給料月額(給料の切替えに伴う経過措置を受けていた場合は当該経過措置の額を含むこととし、市町村の給料等の減額に関する規定により給料月額が減額されていた場合は当該減額前の額とする。)に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

10 元市町村職員(再任用職員に限る。)のうち統合の日の前日に市町村の再任用職員であったもので、その者の受ける給料月額が、統合の日の前日に市町村で受けていた給料月額(市町村の給料等の減

いた給料月額（市町村の給料等の減額に関する規定により給料月額が減額されていた場合は当該減額前の額）に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。この場合において、元市町村職員が定年前再任用短時間勤務職員であるときの、統合の日の前日に市町村で受けていた給料月額は、就業規則第7条第3項の規定により定められたその者の勤務時間により市町村で勤務していたものとした場合に市町村において支給される給料月額とする。

11～14（略）

（60歳を超える職員の給与に係る特例等）

15 当分の間、職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第17項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額）とする。

16 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

（2） 大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第13号。以下「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

（3） 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日にお

額に関する規定により給料月額が減額されていた場合は当該減額前の額）に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。この場合において、元市町村職員が再任用短時間勤務職員であるときの、統合の日の前日に市町村で受けていた給料月額は、大阪広域水道企業団職員就業規則（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号）第7条第3項の規定により定められたその者の勤務時間により市町村で勤務していたものとした場合に市町村において支給される給料月額とする。

11～14（略）

いて前項の規定が適用されていた職員を除く。)

17 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第19項において「異動日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

18 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

19 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第15項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第17項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第17項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第15項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給

料月額のほか、別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 附則第15項の規定の適用を受ける職員に対する第51条第1項第1号ア及び同項第2号アの規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

22 附則第17項、第19項又は第20項の規定による給料を支給される職員に対する第52条第4項（第55条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第17項、第19項又は第20項の規定による給料の額との合計額」とする。

23 附則第15項から前項までに定めるもののほか、附則第15項の規定による給料月額、附則第17項の規定による給料その他附則第15項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

（大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部改正）

第2条 大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（支給額）</p> <p>第3条 前条第1項に規定する職を占める職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第2項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員の属する職務の</p>	<p>（支給額）</p> <p>第3条 前条第1項に規定する職を占める職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項</u>若しくは<u>第2項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>再任用職員</u>」という。）以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員</p>

級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第2の管理職手当の月額欄に定める額とする。

- 2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の管理職手当の月額欄に定める額に、大阪広域水道企業団職員就業規則（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号。以下「就業規則」という。）第7条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（短時間勤務職員の支給額）

第4条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）に支給する管理職手当の月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による額に、就業規則第7条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 育児休業法第18条第1項又は一般職の

の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第2の管理職手当の月額欄に定める額とする。

- 2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の管理職手当の月額欄に定める額とする。

（短時間勤務職員の支給額）

第4条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）に支給する管理職手当の月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による額に、大阪広域水道企業団職員就業規則（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号）第7条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- 2 地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員に支給する管理職手当の月額は、前条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、大阪広域水道企業団職員就業規則第7条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 育児休業法第18条第1項又は一般職の

任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員に支給する管理職手当の月額は、前条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、就業規則第7条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（規程附則第15項の規定の適用を受ける職員の支給額）

2 規程附則第15項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「に定める額」とあるのは、「に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員に支給する管理職手当の月額は、前条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、大阪広域水道企業団職員就業規則第7条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程の一部改正）

第3条 大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（自転車等使用者についての特例）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 規程第44条第1項第2号の別に定める額は、別表に定める自転車等の使用距離の区分に応じた額とする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認</p>	<p>（自転車等使用者についての特例）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 規程第44条第1項第2号の別に定める額は、別表に定める自転車等の使用距離の区分に応じた額とする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認</p>

を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された職員、育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員及び大阪広域水道企業団就業規則第28条第1項の規定による承認を受けて1週間の一部について勤務しない職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、別表の額からその額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

第18条 （略）

(1) 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定による採用（地方公務員法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされた職員のうち、条例第9条第1号又は第3号に掲げる職員で、採用の直前の住居（当該採用の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び企業長がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第14条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該採用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該採用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると企業長が認めるものに限る。）

を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用された職員、育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員及び地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認を受けて1週間の一部について勤務しない職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、別表の額からその額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

第18条 （略）

(1) 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した日（地方公務員法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされた職員のうち、条例第9条第1号又は第3号に掲げる職員で、採用の直前の住居（当該採用の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び企業長がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第14条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該採用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該採用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困

(2)・(3) (略)	難であると企業長が認めるものに限る。) (2)・(3) (略)
-------------	------------------------------------

(大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正)

第4条 大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基準日前1箇月以内の退職者等で期末手当を支給されない職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者にあつては、<u>法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された職員</u>(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)<u>並びに</u>育児休業法第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号)第4条各項の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。))に限る。)となった者</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつては、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>に限る。)となった者</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>第3条 基準日前1箇月以内において条例等の適用を受ける常勤の職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>又は任期付短時間勤務職員としての退職が2回以上ある者について前条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。</p>	<p>(基準日前1箇月以内の退職者等で期末手当を支給されない職員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者にあつては、<u>法第28条の5第1項の規定により採用された職員</u>(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。))、<u>育児休業法第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号)第4条各項の規定により採用された職員</u>(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。))に限る。)となった者</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつては、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>に限る。)となった者</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>第3条 基準日前1箇月以内において条例等の適用を受ける常勤の職員、<u>再任用短時間勤務職員</u>又は任期付短時間勤務職員としての退職が2回以上ある者について前条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。</p>

(期末手当基準額等に係る加算を受ける職員及び加算割合)

第 5 条 規程第 52 条第 4 項 (規程第 55 条第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。) の給料表の適用を受け、その職務の級が 3 級以上である職員のうち別に定める職員は、別表第 1 (定年前再任用短時間勤務職員) にあつては、別表第 2) の職員欄に掲げる職員とする。

2 規程第 52 条第 4 項の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分は、別表第 1 (定年前再任用短時間勤務職員) にあつては、別表第 2) の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に乗ずる別に定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。

(勤勉手当の成績率)

第 16 条 定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、別表第 4 の職員欄に掲げる職員の区分及びこれらに対応する同表の勤務成績欄の区分に応じてそれぞれ同表に定める割合の範囲内において、企業長が定めるものとする。ただし、企業長は、同表に定める成績率によることができない場合にあつては、別段の取扱いをするものとする。

2・3 (略)

第 17 条 定年前再任用短時間勤務職員 の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、別表第 5 の職員欄に掲げる職員の区分及びこれらに対応する同表の勤務成績欄の区分に応じてそれぞれ同表に定める割合の範囲内において、企業長が定めるものとする。ただし、企業長は、同表に定める成績率によることができない場合にあつては、別段の取扱いをするものとする。

(期末手当基準額等に係る加算を受ける職員及び加算割合)

第 5 条 規程第 52 条第 4 項 (規程第 55 条第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。) の給料表の適用を受け、その職務の級が 3 級以上である職員のうち別に定める職員は、別表第 1 (法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員 (以下「再任用職員」という。)) にあつては、別表第 2) の職員欄に掲げる職員とする。

2 規程第 52 条第 4 項の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分は、別表第 1 (再任用職員) にあつては、別表第 2) の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に乗ずる別に定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。

(勤勉手当の成績率)

第 16 条 再任用職員 以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、別表第 4 の職員欄に掲げる職員の区分及びこれらに対応する同表の勤務成績欄の区分に応じてそれぞれ同表に定める割合の範囲内において、企業長が定めるものとする。ただし、企業長は、同表に定める成績率によることができない場合にあつては、別段の取扱いをするものとする。

2・3 (略)

第 17 条 再任用職員 の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、別表第 5 の職員欄に掲げる職員の区分及びこれらに対応する同表の勤務成績欄の区分に応じてそれぞれ同表に定める割合の範囲内において、企業長が定めるものとする。ただし、企業長は、同表に定める成績率によることができない場合にあつては、別段の取扱いをするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の成績率について準用する。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する再任用職員の成績率について準用する。

(大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部改正)

第5条 大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 退職手当は、職員(職員のうち常時勤務に服することを要する者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条の4第1項若しくは第22条の5第2項</u>、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号)第4条各項の規定により採用された者を除く。)をいう。以下同じ。)が退職した場合にその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第8条 法令による定数の減少若しくは組織の改廃又は大阪広域水道企業団(以下「企業団」という。)の企業会計の歳出予算の基礎とされる定数の減少(以下「法令による定数の減少等」という。)の<u>ため</u>過員又は廃職を生ずることにより退職した者、公務上の傷病又は死亡により退職した者、25年以上勤続して退職した者(定年条例第2条の規定により退職した者(定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。)又は25年以上勤続し、定数の減少若しくは組織の改廃(法令による定数の減少等を除く。)又は勤務していた公署の移転により退職した者(以下「定数減少等退職者」という。)に対する退職手当の基本</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 退職手当は、職員(職員のうち常時勤務に服することを要する者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号)第4条各項の規定により採用された者を除く。)をいう。以下同じ。)が退職した場合にその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第8条 法令による定数の減少若しくは組織の改廃又は大阪広域水道企業団(以下「企業団」という。)の企業会計の歳出予算の基礎とされる定数の減少(以下「法令による定数の減少等」という。)により過員又は廃職を生ずることにより退職した者、公務上の傷病又は死亡により退職した者、25年以上勤続して退職した者(定年条例第2条の規定により退職した者(定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。)又は25年以上勤続し、定数の減少若しくは組織の改廃(法令による定数の減少等を除く。)又は勤務していた公署の移転により退職した者(以下「定数減少等退職者」という。)に対する退職手当の基本</p>

額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したものの(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第10条 (略)

読み替える規定	(略)
(略)	(略)
第9条第1項第1号	(略)
第9条第1項第2号	(略)
第9条第1項第2号イ	(略)

第14条 (略)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第13条	(略)	(略)
	同項の	第10条の規定により読み替えて適用する同項の
第13条第1号	(略)	(略)
第13条第2号	(略)	(略)

(退職手当の調整額)

第15条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第9条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその

額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したものの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第10条 (略)

読み替える規定	(略)
(略)	(略)
前条第1項第1号	(略)
前条第1項第2号	(略)
前条第1項第2号イ	(略)

第14条 (略)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
前条	(略)	(略)
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
前条第1号	(略)	(略)
前条第2号	(略)	(略)

(退職手当の調整額)

第15条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第9条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその

者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業、同法第27条第2項又は第28条第2項の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第29条第1項の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下第17条第4項において「休職月等」という。）のうち別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(10) (略)

2～5 (略)

(勤続期間の計算)

第17条 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業又は同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5～10 (略)

(失業者の退職手当)

第20条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の別に定める理由によるものである

者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条第2項又は第28条第2項の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第29条第1項の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(10) (略)

2～5 (略)

(勤続期間の計算)

第17条 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5～10 (略)

(失業者の退職手当)

第20条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の別に定める理由によるものである

職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、別に定めるところにより企業長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間とを合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをした場合にあっては、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他別に定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして別に定める職員が別に定めるところにより、企業長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項（この項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項に規定する支給期間に算入しない。

5～17 （略）

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第24条 （略）

（1） （略）

（2） 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

（3） 企業長が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）につ

職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、別に定めるところにより企業長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間とを合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをした場合にあっては、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5～17 （略）

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第24条 （略）

（1） （略）

（2） 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

（3） 企業長が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後

いて、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第25条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、企業長は、当該退職をした者に対し、第22条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第20条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第27条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第27条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 企業長が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第27条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に

に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第25条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、企業長は、当該退職をした者に対し、第22条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第20条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第27条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第27条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 企業長が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第27条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に

係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第25条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、企業長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、企業長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第25条第5項又は前条第3項において準用する大阪広域水道企業団行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、企業長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができ

係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第25条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、企業長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、企業長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第25条第5項又は前条第3項において準用する大阪広域水道企業団行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、企業長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うこと

る。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第23条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第25条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、企業長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第25条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、企業長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第25条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、企業長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限

ができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第23条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第25条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、企業長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第25条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、企業長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第25条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、企業長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当

り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 （略）

附 則

1～6 （略）

（退職手当の基本額に係る特例）

7 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条まで及び附則第14項から第17項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第16条中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。

8～13 （略）

14 当分の間、第7条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「、第8条又は附則第14項」とする。

15 当分の間、第8条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「、第8条又は附則第15項」とする。

16 規程附則第15項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に

の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 （略）

附 則

1～6 （略）

（退職手当の基本額に係る特例）

7 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第16条中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。

8～13 （略）

該当しないものとする。

17 当分の間、第8条第1項の規定に該当する者（法令による定数の減少等のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者を除く。）に対する第10条及び第14条の規定の適用については、第10条本文中「定年に達する日」とあるのは、「定年（附則第14項に規定する職員以外の者にあつては60歳とする。）に達する日」と、第10条の表及び第14条の表中「その者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第14項に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、附則第14項に規定する職員にあつては同項に定める年齢とする。）と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

18 当分の間、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後に退職する職員が第9条の適用を受ける場合において、60歳に達した日以後の最初の3月31日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第6条から第10条まで、附則第7項から第9項まで及び附則第14項から前項までの規定により計算した額が、現に退職する日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第6条から第10条まで、附則第7項から第9項まで及び附則第14項から前項までの規定により計算した額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の基本額とする。

（大阪広域水道企業団職員就業規則の一部改正）

第6条 大阪広域水道企業団職員就業規則（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 (略)	(定義) 第2条 (略)

(1) 職員 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第1号に規定する地方公営企業に勤務する一般職の職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項若しくは第22条の5第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員を除く。）を除く。）

(2) (略)

(3) 所属長 経営管理部長、事業管理部長、経営戦略担当部長、大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号）第1条各項に規定する課の長及び同規程第2条第1項に規定する出先機関の長

(就業場所及び従事すべき業務)

第6条 職員の就業場所及び従事すべき業務は、大阪広域水道企業団処務規程及び大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第8号）のとおりとする。

2 (略)

(1週間の勤務時間)

第7条 (略)

2 (略)

3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、別に定める。

(1) 職員 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第1号に規定する地方公営企業に勤務する一般職の職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項、第28条の6第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員を除く。）を除く。）

(2) (略)

(3) 所属長 経営管理部長、事業管理部長、経営戦略担当部長、浄水場長、送水管理センター所長、水道事業所長、水質管理センター所長及び水道センター所長

(就業場所及び従事すべき業務)

第6条 職員の就業場所及び従事すべき業務は、大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号）及び大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第8号）のとおりとする。

2 (略)

(1週間の勤務時間)

第7条 (略)

2 (略)

3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、別に定める。

4 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第8条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において、休憩時間を除き、午前9時から午後5時30分までの1日につき7時間45分とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、休憩時間を除き、午前9時から午後5時30分までの範囲内で、別に定める。

3 (略)

(休憩時間)

第10条 (略)

2 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の休憩時間は、前項の規定にかかわらず、午後0時から午後0時45分までの範囲内で、別に定める。

(年次休暇)

第21条 職員は、1の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）につき、20日の年次休暇を受けることができる。ただし、育児短時間勤務職員

4 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第8条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において、休憩時間を除き、午前9時から午後5時30分までの1日につき7時間45分とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、休憩時間を除き、午前9時から午後5時30分までの範囲内で、別に定める。

3 (略)

(休憩時間)

第10条 (略)

2 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の休憩時間は、前項の規定にかかわらず、午後0時から午後0時45分までの範囲内で、別に定める。

(年次休暇)

第21条 職員は、1の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）につき、20日の年次休暇を受けることができる。ただし、育児短時間勤務職員

等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

2 (略)

(1) (略)

ア 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員別表第1に掲げる日数

イ～エ (略)

(2) (略)

3～5 (略)

6 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次休暇の単位は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める単位とする。

(1)～(3) (略)

7～9 (略)

(特別休暇)

第25条 (略)

(1)～(21) (略)

(22) 夏期における健康管理のため必要と認められる場合 5日以内で必要と認める期間。ただし、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、別表第5に定める範囲内で必要と認める期間

(23)～(25) (略)

2 (略)

(高齢者部分休業)

第28条 職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条において同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が、55歳に達する日後の最初の4月1日以後であつて企業長が

等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

2 (略)

(1) (略)

ア 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員 別表第1に掲げる日数

イ～エ (略)

(2) (略)

3～5 (略)

6 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次休暇の単位は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める単位とする。

(1)～(3) (略)

7～9 (略)

(特別休暇)

第25条 (略)

(1)～(21) (略)

(22) 夏期における健康管理のため必要と認められる場合 5日以内で必要と認める期間。ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、別表第5に定める範囲内で必要と認める期間

(23)～(25) (略)

2 (略)

(高齢者部分休業)

第28条 職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条において同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が、大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成23年

定める日から当該職員に係る定年退職日（大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第13号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2～6 （略）

7 職員が高齢者部分休業の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第25号）第17条第1項から第7項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合における同条第8項及び第10項の適用については、同条第8項中「前各項」とあるのは「前各項及び大阪広域水道企業団職員就業規則（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号）第28条第7項」と、同条第10項中「前各項」とあるのは「前各項及び大阪広域水道企業団職員就業規則第28条第7項」とする。

8 前項に規定する在職期間から除算する期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第29条の2 前条第2項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員のうち交替制勤務職員であるもの（以下「再任用交替制職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1箇月以内で別に定める期間につき1週間当たり23時間とする。

2 （略）

（願いによる退職）

第48条 職員は、大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例第2条の規定及び同条例第4条の規定による勤務の延長の期限の到来並びに地方公務員法第22条の4第3項（同法第22条の5第3項において準用する場合を含む。）に規定する任期の満了により退職する場合を除くほ

大阪広域水道企業団条例第13号）第3条に規定する定年から5年を減じた年齢に達する日後の最初の4月1日以後であつて企業長が定める日から当該職員に係る定年退職日（同条例第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2～6 （略）

第29条の2 前条第2項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員のうち交替制勤務職員であるもの（以下「再任用交替制職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1箇月以内で別に定める期間につき1週間当たり23時間とする。

2 （略）

（願いによる退職）

第48条 職員は、大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例第2条の規定及び同条例第4条の規定による勤務の延長の期限の到来並びに地方公務員法第28条の4及び第28条の5に規定する任期の満了により退職する場合を除くほか、退職しようとするときは、退職願を提出しなけ

<p>か、退職しようとするときは、退職願を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定年による退職等)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>2 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された職員は、任期の満了により退職する。</p>	<p>ればならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定年による退職等)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>2 地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6の規定により採用された職員は、<u>これらの規定に規定する任期の満了により退職する。</u></p>
--	--

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規程の一部改正)

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、派遣職員が、大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号。<u>以下「給与規程」という。</u>)第30条第1項の規定により標準号給数(同条第2項の規定による当該派遣職員に係る標準となる昇給の号給数をいう。)を昇給するものとし、大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号)第16条に規定する別表第4の勤務成績欄に掲げる勤務成績の区分のうち良好な職員に該当するものとする。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>第3条 派遣職員に関する<u>給与規程</u>第13条第1項又は第6項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p>	<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、派遣職員が、大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号)第30条第1項の規定により標準号給数(同条第2項の規定による当該派遣職員に係る標準となる昇給の号給数をいう。)を昇給するものとし、大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号)第16条に規定する別表第4の勤務成績欄に掲げる勤務成績の区分のうち良好な職員に該当するものとする。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>第3条 派遣職員に関する<u>大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程</u>第13条第1項又は第6項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p>

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(給与規程附則第15項の規定の適用を受ける派遣職員の給与の支給割合)

2. 派遣職員が次に掲げる職員となった場合には、当分の間、第2条第7項及び第8項の規定にかかわらず、これらの職員となった日を派遣日とみなし、給与の支給割合を同条第1項及び第3項から第6項までの規定により再決定するものとする。

(1) 給与規程附則第15項の適用を受ける職員となった場合

(2) 在外公館に勤務する外務公務員であるとした場合に給与規程附則第15項の規定の適用を受ける職員となった場合

3. 前項の規定により支給割合を再決定された派遣職員に対する第2条第8項及び第9項の規定の適用については、第8項中「又は前項」とあるのは「、前項又は附則第2項」と、第9項中「及び前2項」とあるのは、「、前2項及び附則第2項」とする。

4. 前2項の規定により、給与の支給割合を再決定することとなった職員に対しては、給与の支給割合又は給与を支給しない旨を通知するものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第8条 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第2条の企業長が別に定める非常勤職員)</p> <p>第2条 条例第2条第5号ア(イ)の企業長が別に定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定</p>	<p>(条例第2条の企業長が別に定める非常勤職員)</p> <p>第2条 条例第2条第4号ア(イ)の企業長が別に定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定</p>

められている非常勤職員で1年間の勤務日
が121日以上である非常勤職員とする。

められている非常勤職員で1年間の勤務日
が121日以上である非常勤職員とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置)
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第2項若しくは第4項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)のうち、短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員の給料月額を、当該職員が令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される第1条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(以下「新給与規程」という。)第14条の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与規程第16条の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与規程第14条の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与規程第16条の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額に、大阪広域水道企業団職員就業規則第7条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する附則第2項の規定の適用については、同項中「応じた額とする」とあるのは、「応じた額に、大阪広域水道企業団職員就業規則第7条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする」とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第9条第1項、第11条第3項、第44条第1項及び第47条第2項の規定を適用する。

- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第51条第1項及び第52条第2項の規定を適用する。
- 7 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号）第18条の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の新給与規程第55条第1項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項第1号の規定の適用については、同号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第2項若しくは第4項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員」とする。
- 8 暫定再任用職員に対する新給与規程附則第9項及び第10項の規定の適用については、附則第9項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第2項若しくは第4項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）」とし、附則第10項中「定年前再任用短時間勤務職員に限る」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に限る」とし、「市町村の定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「市町村の定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員又は令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項の規定により採用された職員」とし、「元市町村職員が定年前再任用短時間勤務職員であるとき」とあるのは、「元市町村職員が定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員のうち短時間勤務の職を占めるものであるとき」とする。
（大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部改正に伴う経過措置）
- 9 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第2条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程第3条の規定の適用については、同条第1項中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。
- 10 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程第3条第2項の規定を適用する。
（大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程の一部改正に伴う経過措置）
- 11 暫定再任用短時間勤務職員に対する第3条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程第9条の規定の適用に

については、同条第3項中「及び大阪広域水道企業団就業規則第28条第1項の規定による承認を受けて1週間の一部について勤務しない職員」とあるのは、「、大阪広域水道企業団就業規則第28条第1項の規定による承認を受けて1週間の一部について勤務しない職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員」とする。

- 12 暫定再任用職員に対する第3条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程第18条の規定の適用については、同条第1号中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定」とあるのは、「地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第2項の規定又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第2項若しくは第4項、附則第6条第1項若しくは第2項若しくは附則第7条第2項若しくは第4項の規定」とし、「退職した日」とあるのは、「退職した日（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第2項若しくは第4項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第2項若しくは第4項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）」とする。

（大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

- 13 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程第2条及び第3条の規定を適用する。

- 14 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程第5条、第16条及び第17条の規定を適用する。

（大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

- 15 暫定再任用職員に対する第5条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程第2条の規定の適用については、同条中「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項」とあるのは、「、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第2項若しくは第4項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第2項若しくは第4項」とする。

（大阪広域水道企業団職員就業規則の一部改正に伴う経過措置）

- 16 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみな

して、第6条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員就業規則の規定を適用する。

- 17 暫定再任用職員に対する第6条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員就業規則第48条第1項の規定の適用については、同項中「任期の満了」とあるのは、「任期の満了（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第2項若しくは第4項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第2項若しくは第4項に規定する任期の満了を含む。）」とし、同規則第62条第2項の規定の適用については、同項中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定」とあるのは、「地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第2項の規定又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは附則第5条第2項若しくは第4項若しくは附則第6条第1項若しくは第2項若しくは附則第7条第2項若しくは第4項の規定」とする。

（旧法再任用職員に係る平均給与額に関する経過措置）

- 18 地方公務員法災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第4項に規定する期間中に、令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員として在職していた期間がある場合における当該期間に係る同法第2条第5項の規定の適用については、なお従前の例による。

（雑則）

- 19 附則第2項から第18項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。